

The personal network of Tsunefusa Fujiwara
about the ceremony manners I

Rie SUZUKI

はじめに

藤原経房は、醍醐天皇の外祖父として内大臣に昇った高藤を祖とする勸修寺流藤原氏に属する(1)。皇室との血縁が疎遠になるに従い、宮廷内での同氏の地位は下降線をたどっていたが、経房の曾祖父にあたる為房が実務官僚として活躍して再興を果たした。為房の息男のうち、為隆・親隆は参議に昇り、顕隆・朝隆は三事兼帯を経て権中納言に至った。鳥羽院政期には名家としての家格を成立させた(2)。名家とは、『職原抄』によれば、勸修寺流藤原氏の為房、内麻呂流藤原氏の有(在)国、高棟流桓武平氏の親宗、のそれぞれの子孫を指し、藤原顕季の子孫や南家・式家・菅江の儒家とともに諸大夫に属した。「多執」院中権。故振「威勢」。頻有「鷹揚之思」歟。然而累代執柄家家司職事。不_レ遁「名家之号」とある。名家の人々の官途コースは次のようなものだった。

八省輔(治民兵)↓勸解由次官↓廷尉佐↓五位藏人↓弁官↓藏人頭↓参議↓大中納言

三事兼帯

すなわち名家とは、藏人や弁官を経て次第に昇進して大中納言を極官とし、いっぽう院司や摂関家の家司として権勢を誇った家柄といえる。三流がそれぞれ名家としての家格を持ち得た理由に

ついては、実務官僚としての実績や摂関家の家司となったことなどが指摘されている(3)。玉井力氏によれば、院が人事権を全面的に掌握し、太政官中枢の実務官人を院司化して自らの権力下に取り込んでいく過程で、右のような顕職歴任のコースが三流専用のもとなっていたという(4)。

名家成立の要因として、こうした政治面以外にも、勸修寺流藤原氏の一門記システムや古老を介した口伝的なネットワークが指摘されている(5)。ほかに、婚姻圏の固定化を通じた公事情報の流れが考えられる。内麻呂流藤原氏が儒家として式部大輔や侍読などを歴任するという、名家の中で特異な位置を確保したのに対して、勸修寺流藤原氏と高棟流桓武平氏は互いに幾重にも結んだ姻戚関係を通して、檢非違使佐や官司、坊官等の職務に関する情報交換を行いながら、名家としての地位を確立・維持したのであった。

家格が成立して官職が世襲化されると、ひとつの官職についての在職年数が短くなり、さらに低年齢化していく(6)が、こうした傾向は、蓄積された情報を効率よく伝授していくことが重要になっていくことを窺わせる。実際、経房の日記である『吉記』を見ていると、活発に公事情報が動いているようすがうかがえる。本稿は、経房の儀式作法がどのように形成されたのか、誰から諷

諫を受けたか、誰の諷諫が優先されたか、といったことを見ることによって、公事作法に関する情報を入力するための経房の人的ネットワークのありようを明らかにすることを目的とする。

第一節 藤原経房の経歴

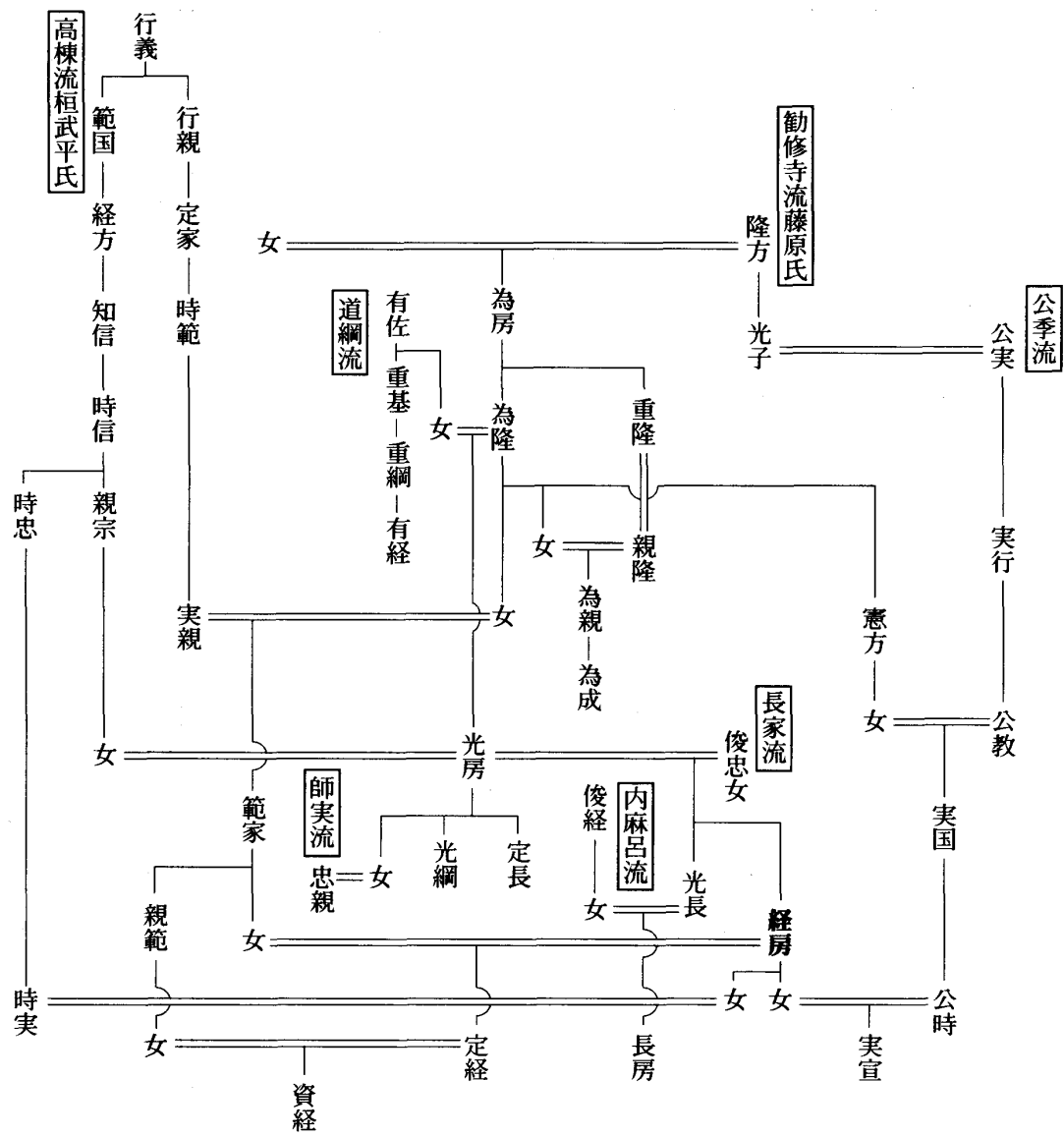
藤原経房は康治二年(一一四三)に光房と藤原俊忠女の間
に生まれた。為房を曾祖父とし、為隆を祖父にもつ。曾祖父
為房は三事兼帯を果たして天永二年(一一一一)に参議に
昇るいっぽうで、後三条院判官代、白河院別当、中宮(藤原
賢子Ⅱ白河中宮)大進、中宮(媿子内親王)大進、宗仁親
王(のちの鳥羽天皇)の家司・春宮亮などとして皇室に奉仕
した。「属文之人」(7)で、「中右記部類紙背王朝漢詩集」に
四首を載せて、川口久雄氏に「一応有力顕著な作家」のひと
りと評されている(8)。また、四七年間に及ぶ日記や『撰集秘
記』、家嫡頭隆のための藏人頭口伝『貫首抄』などを残してい
る。祖父為隆は中宮(篤子内親王Ⅱ堀河中宮)権大進、五位
藏人、木工頭、弁官、勸学院别当、藏人頭などを経て、保安三
年(一一二二)に参議に昇った。父光房は勘解由次官、春宮大
進、五位藏人、右少弁、権右中弁、中宮(藤原呈子Ⅱ近衛中宮)
亮などを歴任し、久寿元年(一一五四)一月に四六歳で卒した。
経房の外祖父である俊忠は道長の曾孫で、和歌の家柄御子左家
に属する。定家の祖父にあたる人である。『尊卑分脈』によれば、
俊忠の室の一人は勸修寺流藤原頭隆女で、女七人中二人が勸修寺
流藤原氏(中納言頭長・光房・権中納言頭頼)の室であるなど、
同氏とのつながりは深い。

光房は俊忠女のほかに、宮内卿源有賢女、官女民部卿藤原光忠
内女房、丹後守藤原為忠女、平親宗女と婚姻関係にあり(9)、経
房には同母・異母を含めて二人の兄と九人の弟と一人の妹がいた。
二人の兄の信方と為頼は、いずれも早世したようである(10)。

経房は平範家女との間に定経を、「官女皇后亮頭憲女」との間
に時経(本名良経)をもうけた。二人の女はそれぞれ藤原公時の
室、平時実の室となった。範家および時実は高棟流桓武平氏で、
公時は公季流の人である。経房やその子の世代に限らず、勸修寺
流藤原氏は高棟流桓武平氏や公季流藤原氏と姻戚関係を結ぶ傾向
にあった。特に男子の場合、高棟流桓武平氏・藤原南家(貞嗣流)
など諸大夫層の女性を妻とする傾向があり、女子の場合、公季流・
師実流(大炊御門・花山院)・村上源氏等の清華の家と婚姻を結
ぶ傾向が見られる。こうした婚姻圏の固定化傾向は為房の代より
顕著になった。すなわち、為房の父隆方が平行親(桓武平氏)と、
為房の妹光子が藤原公時(公季流)と婚姻関係を結んで以来のこ
とである。

息男定経は仁安二年(一一六七)一〇歳にて叙爵、勘解由次官、皇
后宮(亮子内親王)権大進、五位藏人、右衛門権佐、弁官、中宮
亮、藏人頭を経て建久八年(一一九七)に参議となった。正治元年
(一一九九)正月に従三位に叙されたが、同年一月四四歳にて出家し
た。『尊卑分脈』はその間の経緯を「依「菩提心」也、此時父卿(于時権
大納言)義絶、以「孫資経」為「子令」讓「与家門」云々」と記している。

経房は有経・経泰・長房・為成らを猶子とした。有経の曾祖父
に当たる有佐は女を為隆の室としているから、勸修寺流藤原氏と
は縁のある家だが、有経が経房の猶子となった経緯は不明である。



系図1 経房関係略系図

経房は長寛二年(一一六四)二月に安房守を辞して有経のためにこれを申任し、承安四年(一一七四)九月には猶子有経、子息定経とともに熊野精進をおこなったから、少なくともこの間経房が有経を猶子としていたことが明らかである。経泰については「吉記」に「自レ少予為二猶子一、改二姓於藤原一」とある。長房は経房の弟光長の嫡男で、内麻呂流藤原俊経女を母とする。治承三年(一一七九)正月に一〇歳で経房亭にて首服を加えた。為成は、重隆(為隆の弟)流に属する為親の男である(11)。

系図1 経房は以上のような、勸修寺流の人びと(直系の父祖および兄弟・子息、傍系)や姻戚(名家の清華など)から公事作法に関する情報を得ることができた。そのほか、先達に教えを受けることや、有職の師に就いて諷諫を受けることもあった。「吉部秘訓鈔」「吉記」(12)や「山槐記」から、経房が教えを受けた例や逆に問いに応じて教えを与えた例などを抜き出してまとめたのが表1である。

表1 公事作法をめぐる藤原経房の人脈網

経房関係Ⅱ経房と先達・姻戚(名家以外)の人びととの間に公事作法についての教えの授受がみられる例や、縁者が経房を訪問した例などを取り上げた。
 為隆流Ⅱ経房が隆方・為房・為隆など父祖の日記を引いた例や、経房の兄弟・子息が経房を訪問したり、経房に教えを受けた例などを取り上げた。
 勸修寺流・内麻呂流・高棟流桓武平氏Ⅱ経房と勸修寺流(傍系)・内麻呂流・高棟流桓武平氏の人びととの間に教えの授受がみられる例を取り上げた。
 師Ⅱ経房が師と仰いだ人びとから教えを受けた例などを取り上げた。

	経房関係	為隆流(直系・兄弟)	勸修寺流(為隆流以外)	内麻呂流	高棟流桓武平氏	師
仁安元年(1166) 24歳、正五位下、勸解由次官、上西門判官代、藏人(8月任)	8 27 藏人となる。 9 3 吉書の事につき、諸説を記録す。 9 5 藏人慶申。	9 3 吉書の事につき、 <u>先人(光房)記</u> を参照するも、所見無し。	9 3 吉書の事、頭弁朝方に家習を尋ねる。 4 2 陣公事の日に弁を兼帯する佐は必ず門部を具すべき由が故部講納言(頭隆)記に見ゆる事、左侍郎為親より示される。		9 1 申斜平相公(親範)亭に向い、吉書作法を習う。 9 3 平相公の許に向い、職事故実を尋ね、吉書作法を習う。夜まで言談す。吉書の事につき <u>故三品(範家)記</u> を参照す。 9 5 吉書を申す際の作法、故三品と平相公の例に習う。小舎人に禄を給わぬこと、平相公の教命を守る。	9 3 一条相公(忠尚)の許に向い、職事故実を尋ね、吉書作法を習う。
仁安2年(1167) 25歳、正五位下、藏人、勸解由次官、上西門院判官代、右衛門権佐(正月任)、左衛門権佐(8月転)	正19 後白河上皇新造東山御所に移徙の儀、経房くわしく見及ばず、記録せざるにより、主典代の日記を尋ね続ける。 正30 右衛門権佐となる。 4 2 旬平座。 5 19 六条天皇、邦綱亭に行幸。 5 23 最勝講始。 5 27 着鉢政。右武衛(藤原成範)らより練歩につき、口伝の由を聞く。 6 14 祇園御霊会。院宣により、馬長装束色目等を左府(経)示ら有職人々に尋ね問う。 6 17 休子内親王初斎宮怪異。 8 1 左衛門権佐に転ず。 9 27 五条内裏焼亡。 10 12 女御(平滋子)熊野より帰洛。前驅の装束につき、先達から諷諫を受ける。	5 19 装束の事不審により、曾祖父大府卿(為房)記を引助す。 6 14 馬長装束色目等につき、 <u>康治先人記</u> を参照すれども所見なし。	5 19 装束の不審を左少丞為親に尋ねる。 5 23 御前に脇息を立てる事、天仁顯隆の例にならう。 5 27 左少弁らより、練歩につき、口伝の由を聞く。		6 17 後日、平相公より、天下疾疫のほか怪異を広く知らしめない事口伝にある旨を聞く。 9 28 非常警固時の胡録について、 <u>平右金吾行親</u> の例を参照す。	9 28 非常警固時の胡録について、 <u>一条佐重隆抄</u> を参照す。また、左司郎の諷諫あり。

<p>嘉応2年(1170)</p>	<p>嘉応元年(1169) 27歳、正五位下、藏人、左衛門権佐、 皇太后宮大進、建春門院判官代(4月任)</p>	<p>仁安3年(1168) 26歳、正五位下、 藏人、左衛門権佐、新帝藏人(2月 任)、皇太后宮大進(3月任)</p>
<p>4 16 棋政賢茂論。 4 1 旬平座。 2 3 春日祭。経房分配。 正 18 左少弁を兼任。三事兼帯。 正 22 弁官慶申。</p>	<p>12 1 女院仰により、大相国亭に参り、朝行幸について尋ねる。 12 23 延暦寺衆徒入浴。 8 29 賀茂社行幸。経房供奉。 6 29 女院六月祓。 6 23 非常赦。 4 26 高倉天皇石清水行幸。経房供奉。 4 12 建春門院院号宣下。建春門院判官代となる。院号後三日間の中宮司装束として大相国内府源雅通へ左大将(藤原師怒らに尋ねる。 3 8 経房の高野御幸供奉装束について、相国(藤原忠雅)と問答す。 3 13 後白河上皇高野山御幸。経房屋従。 11 13 高倉天皇、大内に行幸。中宮御所焼亡。</p>	<p>2 16 非常赦。 2 19 高倉天皇の藏人となる。 3 20 平滋子立后にあたり、皇太后宮大進となる。 9 6 伊予内侍と大嘗会の掛の色につき問答す。 11 13 行幸時炎上の場合、胡籙を負うべきや否やにつき「木保大府卿御記」を参照す。</p>
<p>4 16 棋政御前作法につき「大府卿坊城殿」為隆(御記)および先人の例を参照すれども不明。</p>	<p>6 23 胡籙を帯すべきや否やにつき、憲方の例と「大府卿記」を参照す。 6 29 女院軽服日数の内に六月祓を行うべきや否やにつき「承德家記」を引く。 8 29 供奉の装束(馬鞍)につき、永保の大府卿の例を参照す。</p>	<p>2 16 赦の時、廷尉佐は符胡籙を帯するや否やにつき、故按察使(頼隆)・九条戸部(頼朝)・三条右金吾故四条相公(親隆)・左少弁・故冷泉納言(朝隆)の例を参照す。</p>
<p>2 3 下向時の隨身の装束について、右中弁(為親)の調諫あり。また、左中弁(長方)の例を参照す。 4 1 笏の扱いにつき、左中弁に尋ねる。</p>	<p>4 26 列立の位置につき、後日、左少弁より示さる。 6 23 祓参着時の指につき「承德部護記」を参照し、左司郎の説に従う。胡籙を帯すべきや否やにつき、九条戸部(頼朝)・三条金吾の説を参照す。皇后宮権大夫(朝方)に尋ねたところ、冷泉納言記を注し送らる。 8 29 供奉の装束(馬鞍)につき、左少弁に尋ねる。 12 23 延暦寺衆徒入浴。入門内時の装束につき左少弁に尋ねる。</p>	<p>2 16 赦の時、廷尉佐が符胡籙を帯するや否やにつき、故按察使(頼隆)・九条戸部(頼朝)・三条右金吾故四条相公(親隆)・左少弁・故冷泉納言(朝隆)の例を参照す。</p>
<p>4 16 御前作法につき、右大弁(後経)に尋ねる。経房の家をよしとする。</p>		
<p>4 16 御前作法につき、平相公に尋ねる。</p>	<p>8 29 供奉の装束(馬鞍)につき、大りに尋ねる。</p>	<p>正 26 屋従の装束について、平相公より三位入道(範家)の例を引き衣冠にすべく調諫あり。 3 13 屋従の装束につき、天治実親の例を参照。また、大(時忠)・平相公に尋ねる。</p>
<p>4 16 堀川納言御前作法についての経房案をよしとする。</p>		<p>3 13 屋従の装束につき、堀川納言に尋ねる。</p>

承安3年(1173) 31歳、從門院判官代、從四位上(11月叙)	承安2年(1172) 30歳、正五位下、左少弁、建春門院判官代、從四位下(2月叙)、權右中弁(2月転)	承安元年(1171) 29歳、正五位下、左少弁、建春門院判官代	嘉応2年(1170) 28歳、正五位下、蔵人(7月辞)、左衛門權佐(7月辞)、建春門院判官代、左少弁(正月任)
<p>(一)五月 欠</p> <p>69 新大納言(実国)室の死に際して亭に向かう。拾遺(公時)に謁す。 625 多武峯炎上。 78 18 多武峯炎上により、殿下家司長親遣わさる。経房、この間の事を信乃權守(長親)記をもって記録す。 (八月) 欠</p>	<p>12 24 不堪荒奏。</p> <p>3 14 右少弁平親宗、結政に初参す。</p> <p>3 1 結政所に初参。</p> <p>2 23 從四位下に叙せらる。權右中弁に転す。</p>	<p>正 19 攝政太政大臣朱器大饗、右少弁の史生召しの作法につき、田記を引く。 4 20 吉田祭、菰を服した人の勤仕について社林言にたすねる。 8 24 院に参る途中に前大相国(忠雅)に逢い、下車す。 9 12 松尾北野行辛日時定の後、神事札を立てる。隔切に注連を引くこと不審により、明法博士中原章貞に尋ねる。</p>	<p>5 9 法勝寺法華二十講、左大弁(藤原実綱)と弁官作法など条々を言談し、記録す。 5 11 外記政。作法につき、新中納言(源雅頼)に尋ねる。 7 11 外記政。結政の座において私扇を用い、さる由、江都督(大江匡房)消息を参照。 7 12 伊勢斎宮神事潔斎。 7 14 孟蘭盆、神事により拝せす。 11 4 女院入内の事を大相国と話し合はす。内府、打出色について示す。 12 14 攝政、任大臣節会。</p>
<p>6 16 皇后宮大進(光長)来臨。</p>	<p>3 1 弁官作法につき、坊城御記を参照す。</p>	<p>4 20 菰を服した人の吉田祭への参行の可否につき、家記を見る。</p>	<p>5 11 外記政作法について、代御記(為房、為隆、光房)を見るも所見なし。 12 14 右金吾の装束について葵束抄(寛治記)を見る。</p>
<p>12 24 文の置き方につき、藤相公より諷諫あり。</p>	<p>2 29 藤相公(成頼)の許に向かう。成頼列見政の事など種々公事を談す。 3 1 弁官作法につき、藤大相公に尋ねる。</p>	<p>12 14 右金吾(光雅)、装束について、藤原季綱・大江匡房・藤原泰憲の例を挙げながら語る。</p>	<p>5 11 外記政作法につき、去春習礼のときに成頼より諷諫あり。左中弁の例を参照す。</p>
<p>3 14 弁官作法につき、右大弁の命あり。</p>	<p>3 14 弁官作法につき、藤大相公に尋ねる。</p>	<p>正 19 献作法につき、後日俊経に尋ねる。</p>	<p>5 11 外記政作法につき、右大弁に尋ねる。 7 12 斎宮群行の事を藤中納言(資長)に尋ねる。備物につき右大弁の説あり。</p>
<p>6 10 戸部(親範)の許に向い、数刻言談。 6 24 中宮權大夫(時忠)亭に向い、数刻言談。</p>	<p>3 14 右少弁親宗の結成初参の作法を記録す。</p>	<p>正 19 平相公、弁官作法につき故実口伝ある由を示す。 8 24 故三品、弁官が大臣に逢う時は下車すべき事を談す。</p>	<p>5 11 外記政作法につき、去春習礼のときに平相公より諷諫あり。 7 12 備物につき、平相公の説あり。 7 14 魚味を食する事、平相公の諷諫を用いる。</p>
		<p>9 12 堀川納言、隔切の事を談す。</p>	

<p>安元2年(1176) 34歳、正四位下、右中弁</p>	<p>承安4年(1174) 32歳、従四位上、権右中弁</p>	
<p>(三月 欠)</p>	<p>3 29 拾遺作文。 (四月、七月 欠) 8 3 拾遺、薩州(重綱)来臨。 8 9 薩州来臨。 8 14 薩州、長経来。 8 19 大原から帰洛後、拾遺第に向かう。 9 10 拾遺来宿(9 14まで)。 9 18 家寛僧部来。 9 20 拾遺九条に来宿。 (二月、欠)</p>	<p>経房関係 (正月 欠) 2 14 舍弟隆通伝法灌頂後朝の儀。人々来集す。 2 16 少将・日州・房州・親友等、六、七人を伴い、寺巡り。鞍馬寺から江文寺、大原の極楽院、来迎院へ。帰洛後、勘解由小路に向い、拾遺に謁す。 2 19 拾遺・菅長守、来臨。賦一首。 3 1 新大納言に謁す。勘解由小路亭に向い、拾遺に謁す。右少弁親宗家詩合に出席。 3 5 憲覚法眼来りて世事を談ず。拾遺来臨。 3 6 成光来りて、文道の事を談ず。 3 10 拾遺来臨。作文の事あり。 3 14 肥州(光経)来臨。文道の事を談ず。 3 17 拾遺来臨(絵を見せる為招引)。 3 21 拾遺来臨。連句あり。</p>
<p>4 1 右金吾(光長)来、世事を談ず。 4 5 右金吾来、世事を談ず。当山御幸供奉の間のことを示し合むす。 4 8 房州(定長)来、当山御幸供奉のことを談ず。出立子細を諷諫す。 4 11 右金吾、兵部など来。 4 27 院登山御幸、房州の詳細な記録に頼る。</p>	<p>2 14 前皇后宮大進(光長)、兵部権少輔(光綱)、日向守(定長)、安房守(定経)来集。 2 16 日州、房州、経房と寺巡り。 2 19 大進・兵部・日州来臨。 3 1 右少弁親宗詩合に光長・定長・光綱出席。 3 5 日州来たりて、殿下御八講のことを談ず。 3 9 日州来臨。 3 10 兵部・日州来臨。作文あり。 3 12 大進・兵部来臨。 3 15 隆通・日州来臨。 3 18 大進・日州、隆通来臨。 3 22 隆通来臨。 3 23 大進以下親實来臨。詩席を展べ。連句あり。 3 24 兵部・日州と作文のことあり。 8 10 院七条殿御移徒、経房障りありて出仕せず。大略を日州に尋ねたところ、注し送る。 8 16 大進来臨。世事を談ず。 8 17 大進・兵部・日州来臨。世事を談ず。連句あり。 9 2 日州、隆通来臨。 9 12 兵部、隆通来臨。 9 16 朝、大進来臨。よく諷諫す。 9 18 隆通・兵部・日州来臨。 9 20 大進来臨。</p>	<p>為隆流(直系・兄弟)</p>
	<p>3 29 事の次に白太后宮権大夫朝方に尋ねる。 8? 相撲の間、御膳を供膳する際、光雅が為房の例にならなくてひとり驚愕を称したが他の者はこれを難じた。</p>	<p>勸修寺流(為隆流以外) 2 8 皇太后宮権大夫亭に向い、數刻懇懇。</p>
		<p>内麻呂流 2 14 右中弁俊経、宮内権少輔親経来集。</p>
<p>4 27 院登山御幸供奉の基親、康治三年平三位の例にならい、布衣を着す。</p>	<p>8 13 宮内少輔、来。 8 19 大原に向い、戸部權門に謁見す。 9 6 中宮権大夫(時忠)亭に向い言談。 9 20 少将、来臨。</p>	<p>高棟流桓武平氏 2 14 民部卿(親範)、讃岐少将(時実)前皇后宮権大進(信国)、宮内少輔(棟範)来集。 2 16 少将(時実)、経房に伴われ、寺巡り。 3 1 中宮権大夫参会、懇懇す。右少弁親宗家詩合。 3 7 兵部卿(信範)来臨、殿下御八講のことを談ず。</p>
		<p>師 2 14 堀河中納言(忠親)来集。</p>

養和元年(1181)	治承4年(1180) 38歳、左中弁、藏人頭、修理左宮城使	安元2年(1176)	
<p>33 智証阿闍梨来る。 3 11 右京亮資元来る。天変地震子細を問う。 4 1 平座、<u>嘉承御承会記</u>に従い、様を看す。</p>	<p>(十一月十七日 欠) 2 21 高倉天皇讓位のことを藏人頭として奉行。勅文の扱いにつき<u>日記</u>では不詳のため先述に尋ねる。 4 1 斎院のこと、院司を望む名簿の書き様を注してうちうちに前納言に送る。 4 9 五条殿より内裏に遷幸す。 4 10 遷幸第二日。 4 26 石清水臨時祭。 (五月九日) 十月 欠 11 5 禪閣に詣す。 11 7 藏人佐藤隆宿など来る。世上のこと嘆息す。禪閣に詣す。 11 8 馬光公言来る。 11 9 静賢法印来臨。世事を歎す。 11 13 万機旬の儀。藏人兼時に諷諭。 11 14 左京大夫(修範)光臨。世事を談す。 11 19 五節童女御覽の事、奉行の藏人兼時に公卿の座のこにつき諷諭す。 (十二月) 養和元年 月 欠</p>	<p>5 28 着鉢政。 2 18 関白第三度上表につき、<u>祖父御記</u>を参照す。 4 1 斎院司望名簿を下すことについて、<u>天仁記</u>を参照。ただし、上卿の説(中右記)に従う。 4 7 例文を持参し上卿の前に置く役に付き、<u>天仁家記</u>を参照。 4 22 安徳天皇即位。藏人方光長行事を奉行す。光長に「委可相尋」と期待す。</p>	<p>経房関係</p>
<p>3 3 藏人佐(光長)示し送りて禪祭行事のこを尋ねる。行舜律師来る。<u>御記</u>を参照する。</p>	<p>11 5 藏人佐(光長)以下の人々来臨。 11 10 亡父遠忌。行舜に示し付す。 11 7 藏人佐(光長)など来る。世上のこと嘆息す。 11 9 右中弁(光雅)来る。世間の事を歎す。 11 15 新中納言(朝方)に謁す。</p>	<p>5 28 着鉢政。右佐(光長)から警固の作法について、経房衛門権佐當時故右中弁(光房)の説に依る。右佐(光長)から警固の間の装束につき尋ねられ、「<u>案佐(重隆)記</u>」に基づき、為房の説を諷諭す。 6 18 非常赦の光雅の作法(大理禪門諷諭による)につき不審を抱く。</p>	<p>為隆流(直系・兄弟)</p>
<p>3 3 女房の間に答えて、<u>嘉承記</u>と<u>長隆御記</u>を参照する。</p>	<p>11 2 官奏奏文において非参議大弁兼光と藏人頭(経房)と参会すべからざる理由として、門先達長方の例を参照する。</p>	<p>5 28 着鉢政。右佐(光長)から警固の間の装束につき尋ねられ、「<u>案佐(重隆)記</u>」に基づき、為房の説を諷諭す。後日、左佐(光雅)と兼主人道の説について語り合う。前左金吾(盛隆)と語り合う。 6 18 非常赦の光雅の作法(大理禪門諷諭による)につき不審を抱く。</p>	<p>勸修寺流(為隆流以外)</p>
<p>4 10 行幸閑院の際の装束につき範家の例(保元)をあげる。また戸部禪門(親範)の諷諭を受ける。</p>	<p>11 29 参内し平中納言(頼盛)に謁す。</p>	<p>4 2 平野祭。中宮御寮役供人撤さざる以前に、筋をぬかぬよう、保元(朝)の宮司に補されたとき平三品(範家)より諷諭あり。 6 18 女院院号年官年爵封戸を辞すにあたり、基親が先例を<u>朝信御記</u>より勘申す。</p>	<p>内麻呂流</p>
<p>3 1 諷閣の間重服の人参内の事に關して、堀河納言の言葉記録する。 3 9 左府に参り院仰を伝えた次でに言談す。「当世の金言」なり。 3 12 堀河納言への問いに対する答えと左府の命を記録する。「末代龜鏡」として。 4 10 行幸閑院の装束につき、堀河納言の諷諭を受ける。 4 14 左府に謁した次いでに世事を談す。行幸閑院ならびに修造のことなど、沙汰次第を申す。貫首故表を尋ねる。</p>	<p>4 2 平野祭。中宮御寮役供人撤さざる以前に筋をぬかぬよう、保元(朝)の宮司に補されたとき平三品(範家)より諷諭あり。 4 10 堀河納言に、勅孟の有無高環の立て方などを尋ねる。 4 19 摂政、諸卿を率いて紫宸殿を巡検せしむ。公卿路についての堀河納言の言葉を日記に書き留める。 4 26 堀河納言より丸鞆帯を借りる。</p>	<p>5 28 着鉢政。経房、出立の件につき、範家の<u>平記</u>を参照。筋と扇の持ち手、歩行の作法について、経房衛門権佐當時理(時忠)の説に依る。右佐(光長)から警固の間の装束につき尋ねられ、諷諭す。権弁親示の例をあげる。 2 18 左府(経宗)の許に行つた次でに不審を散すため少々申し出る。 2 21 左府の許に行つた次でに案々の事を尋ねる。勅符と官符を奏するの六位藏人一人にさせる先例は好ましくないとの左府の命に従う。 4 2 平野祭。中宮御寮役供人撤さざる以前に筋をぬかぬよう、保元(朝)の宮司に補されたとき平三品(範家)より諷諭あり。 4 10 堀河納言に、勅孟の有無高環の立て方などを尋ねる。 4 19 摂政、諸卿を率いて紫宸殿を巡検せしむ。公卿路についての堀河納言の言葉を日記に書き留める。 4 26 堀河納言より丸鞆帯を借りる。</p>	<p>高棟流桓武平氏</p>
			<p>師</p>

養和元年(1181) 39歳、藏人頭、右大弁(9月転)、参議・左大弁(12月任)	
<p>寿永元年(1182)</p> <p>正18 皇嘉門院法事。 正24 皇嘉門院中陰。 正26年首政始。</p>	<p>4 16 賀茂祭運宮(禄を給うやいなや)に關して、延久六年公実の例を参照す。 4 29 季御誂経論義の座のこにつき実守貫首のときの座様を用いる。</p> <p>6 15 道興福寺国宛文、殿下奉行し給うべきやいなやにつき基通からの諮問に対し、<u>水承大宮右附記</u>をあげて答ふる。</p> <p>(七月 欠)</p> <p>8 17 皇太后宮権大夫降輔改名つき、解状を下すべく諷諫す。 8 20 数刻 帥(降季)と言談。近代識者なり。降季、故中院右府入道の話として、故高倉院が刑人の首を覽ずることを語る。</p> <p>9 23 経房、右大弁に転ず。 9 27 史降職来る。史に会う際は必ず衣冠を着すべき事を先達が示した。降職と官中の事など問答し、世事に及んで言談す。紫帖を鋪いて五位史の座となす事、<u>日記</u>に見なく、また当時先達源雅頼平時忠朝方はこの旨を示す。降職に尋ねる。慶申装束、下襲の寸法のこと、先達の説様々なり。 (十月 欠)</p> <p>11 20 右府に中宮院号の件を相談。 11 25 院号定。 11 26 大外記清原頼業来たりて除目除書のことを尋ね問う。経房、除書沙汰のために詰問。 11 28 秋除目。 (十一月 欠) 12 4 参議、左大弁となる。</p>
<p>正18 皇嘉門院法事に経房不参。次官(定経)参入により、彼の記を尋ねて記録す。 正26年首政始。下著の時大弁氣色すべきや否やにつき、<u>明城御記</u>等を参照す。</p>	<p>4 16 賀茂祭運宮に際して、<u>嘉承三年家記</u>を参照す。 4 29 季御誂経論義の座のこにつき家の例を用いようとしたが、天仁二年大府卿と保元三年左大丞(為隆)相違す。また、公家御喪日にあたるため、<u>寛治元年大府卿季御誂経御記</u>を参照す。 6 15 道興福寺国宛文、殿下奉行し給うべきやいなやにつき基通からの諮問に対し、<u>為房御記</u>をあげて答ふる。</p> <p>8 1 勸修寺八講の装束のこと、<u>為房為隆の例</u>をあげる。</p>
	<p>6 27 中宮節折の様子を権大進光綱に尋ねる。光綱、示し送りて答ふる。</p> <p>8 1 勸修寺八講の装束のこと、冷泉納言(朝隆)の例をあげる。大理權門(惟方)の命あり、その他、当時左大丞(長方)、納言(朝方)、<u>天仁元年記</u>、當時右大丞(重方)の例をあげる。</p>
	<p>9 27 紫帖を鋪いて五位史の座となす事、左大丞(長方)家はこれを敷かず、当家にはこの例なしか、どの感想、車のことにつき、故都護納言(朝隆)の例を持ち出す。</p>
	<p>9 27 紫帖を鋪いて五位史の座となす事、戸部權門(親範)が故平三品(範家)の時に敷いた由を示した。慶申装束、烏犀巡方帯を用いるべき事、戸部權門(親範)が平三品(範家)がこれを用いたことを示す。また、保元任大臣のとき三品が延久実政の例を遂げて、巡方を用いた。</p>
<p>正21 木工頭(棟龜)来たりて世事を談す。 正24 皇嘉門院中陰。法性寺殿中陰の際に神態以前参入を当時左府が難じた事につき、戸部權門示さる。</p>	
<p>正24 中陰、毎事堀川納言の諷諫に従う。 正26年首政始の退出作法につき、堀川納言の命あり。</p>	<p>4 16 賀茂祭運宮(禄を給うやいなや)に關して、堀河納言に尋ねる。左府に参向のついでに尋ねたところ、いつた人は禄を給うべからずとの命あるが、今朝消息によりこれを否定す。</p> <p>6 20 八幡奉幣使を立てる際の左少弁の説を不審に思い、後日堀河納言に尋ねる。 6 26 晩頭、堀河中納言亭に向い病後、有様を尋ねる。 6 29 節折。安徳天皇出御の時二人の乳母が重軽服にあるが天皇を抱えたてまつるのにならざるは、いかにという女房からの問いを受け、左府に書状を送り尋ねる。</p> <p>9 27 慶申装束、烏犀巡方帯を用いるべき事、堀河納言の諷諫あり。堀河納言は当職先達ではないが、時の有職なり。</p> <p>11 22 左府に中宮院号の事を相談する次いで世事に及ぶ。 11 30 相国と除目の間のことを談す。</p>

	<p>経房関係</p>
<p>為隆流(直系・兄弟)</p>	<p>勸修寺流(為隆流以外)</p>
<p>師</p>	
<p>寿永元年(1182) 40歳、正四位下、参議、左大弁</p>	
<p>3 6 春除目。経房、参議大弁として執筆を担当す。執筆作法について別記を作成。 3 7 除目中後。別記作成。 3 8 除目入眼。別記作成。 3 9 新少納言(重綱)来臨。 3 10 執筆の事。所々より感札あり。 3 13 殿下に参り、除目大間書を家に留めるために欲する旨、及び為房、為隆の大間を見したい旨を申す。 3 15 殿下より除目大間を借用。 3 24 石清水臨時祭。土御門流説。有職の説などを書き留む。 3 28 漏刻博士時職来たりて、密々に近日天変の事を語る。 (四・五月 欠) 4 9 直物。 6 11 神今食。 6 21 證遍已講来たりて、宇治左府怨霊の事等、世事を談す。 7 1 主典代景宗、序下文を持ち来る次に、世事を問う。 7 19 大藏卿に立后文書を貸与。</p>	<p>2 25 藏人少輔(定長)、平新中納言が追討使のため北陸道に下向した事を示し送る。 3 6 曾祖父(為房)・祖父(為隆)・経房と、代にわたる執筆を自愛す。 3 22 藏人少輔、頭弁(平親丞)が逆鱗に触れたことを示し送る。臨時祭試案。奉行の藏人弁光長からの伝聞により記録。 6 4 後日、藏人弁光長が、大嘗会行事官造印請印ならびに行事所に着す事を示し送る。 6 8 藏人左少弁来臨、世事を談す。 6 16 改元の後、政治。寛治元年正月の政治の記を参照す。 6 17 藏人弁より政治において申文を立つべき弁につき書状あり。藏人少輔より、下襲文につき相談の書状あり。 7 19 藏人少輔に立后文書を貸与。 7 22 藏人少輔、立后の事を問う。経房、定長との問答を記録す。 7 23 藏人少輔、立后の事を問う。 7 24 藏人少輔、立后の事を問う。臨夕、藏人少輔来たりて、立后沙汰辞退を談す。 7 25 藏人少輔が立后奉行を辞退。</p>
<p>7 25 右衛門権佐親雅が立后奉行を仰せつけられる。</p>	<p>3 13 別当入道(惟方)の許に向い、廷尉故実を問う。 3 10 木工頭来る。 2 8 午斜、左府に詣りて除目の事を尋ね申す。世事に及び談す。黄昏、前源中納言(雅頼)の許に向い、除書の事を聞く。 2 12 午廻、堀河中納言中山亭に向い、終日言談す。多くは除目の事。 3 5 午後、左府に参る。経房作成の除目次第を読み、左府より褒賞の命あり。 3 7 朝、堀河中納言より執筆の事、感じ送らる。秉燭の後、左府に詣りて前夜の次第を語り、不審の事を尋ね申す。褒賞の詞あり。 3 8 秉燭、左府に詣りて、次いで参内。 3 11 左府より借用した硯・筆・墨を使者を通じて返却。左府から執筆を質す詞あり。 3 13 午斜、左府に詣りて、執筆教訓を謝す。 3 16 左府の教命により、密々大間を貸与。 3 20 午上、堀河納言中山亭に詣りて公事故実を尋ねる。除目大間案を見せる。 3 22 臨時祭試案。幼主は垂髪にすべきことを、後日左府が示す。 3 23 堀河納言より、直物文書を借用。 3 24 石清水臨時祭。掛の位置につき堀河納言より命あるも、使に従う。丑献の際、人々の作法に違失多々あるにつき、後日左府に尋ね申す。 藤大納言堀河納言も奇異の由を答える。左府の許に直物作法を尋ねに詣りて、公を尋す。 3 26 午上、左府に詣りて直物作法を承るべく申請して許可される。左府より所勤の次第(中御門内府次第)を授けられ、[栞物日記等六卷]を借用す。また、除目の不審等を尋ね申す。 6 11 神今食。網代車を用いること、堀河納言の説に従う。</p>

<p>経房関係</p>	<p>為隆流(直系・兄弟)</p>	<p>勤修寺流(為隆流以外)</p>	<p>内麻呂流</p>	<p>高棟流桓武平氏</p>	<p>師</p>
<p>7 27 大藏卿(高階泰経)、立后条々不審の事を経房に問う。経房、泰経との問答を記録す。 8 2 大嘗会本文儒士、歌人のことにつき(経房御記)を参照す。 8 4 前斎宮亮子内親王に立后宣旨立后雑事定。三条中納言に仁安立后定の儀を尋ねられ、「愚記」より書き出して与える。 8 5 右金吾、立后条々を問う。経房、右金吾との問答を記録す。 8 6 右金吾、立后の間の事を問う。経房、右金吾との問答を記録す。前斎宮退下の際難波親をおこなう以前に立后あるべきや否やにつき議定あり。大外記先例勘申の申状や左大將らの書状を金吾より借用し、記録す。 8 7 三条大納言より仁安立后役人を探ねられ、注し奉る。藏人宮内少輔親経から立后のことを問われ、親経との問答を記録す。 8 11 右金吾から立后のことを問われ、問答の々々を記録す。 8 12 三条大納言実房から書状にて仁安立后のことを問われる。 8 14 前斎宮亮子を皇后となす。宮司除目。 8 16 立后奉幣、行啓始日時勘申、行啓始雑事。皇后宮大夫(実房)よりの条々に答え、奉幣当日次第(源雅通作成)を貸与。 8 17 皇后宮大進からの請奏の事などに關する問いとそれへの答えを記録す。 8 19 皇后宮奏請、右佐より新后条々の事を問われ、問答を記録す。 8 20 吉田において和歌会あり。羽林(藤原実定)座す。 8 22 政あり。内侍除目執筆を奉仕。 9 4 皇后宮に参り女房に謁し、宮中の事を談す。多くを尋ね問う。臨時除目の執筆を奉仕。 9 5 大嘗会御禊定にて執筆を奉仕し、硯を置く位置について外記親親に諷諭す。 9 7 大嘗会官符請印政。 9 10 立后文書を皇后宮権大夫(実守)に貸与す。</p>	<p>8 1 藏人少輔より、立后のこと猶予ありと示し送らる。 8 4 藏人少輔に、仁安大嘗会藏人方行事所始の事を書き出して与える。 8 7 三条大納言に「永承日記」を貸与す。 8 9 次官(定経)、前斎宮南殿に渡御のことなどを経房に伝える。 8 12 御所御装束の事、定経が行う。 8 14 定経、皇后宮権大進となる。 8 17 権大進来たりて、昨日儀を談す。 8 19 皇后宮奏請、経房、定経に今日儀を詳しく記すべく諷諭す。 8 22 藏人少輔、来臨。世事を談す。政あり、沓を脱ぐ位置について「天治家記」を参照すれども不詳。 8 29 新年禊奉幣定につき「天治御記」を参照す。 9 2 皇后宮御燈由御被らじき「信州御記」坊城御記など家記を引勸。 9 7 大嘗会についての左大將(実定)からの問いの書状に答えて「天仁記」を注し送る。</p>	<p>7 26 臨夕、右金吾来臨、仁安例を経房の口状に任せて注し取る。経房、帖帳・帖を貸与し、他の文書についても約束す。 8 1 勤修寺御八講始。 8 2 大嘗会本文儒士、歌人のことにつき「朝隆記」を参照す。 8 5 右金吾、立后条々を問う。去夜の儀を注し送る。 8 7 三条大納言に「永久重隆記」を貸与す。 8 11 右金吾、立后の事を問う。 8 14 親雅、皇后宮大進となる。 8 17 大進、請奏の事などを問う。 8 19 右佐、新后条々の事を問う。</p>	<p>8 2 大嘗会本文儒士、歌人のことにつき、俊経の説を参照す。</p>	<p>8 7 藏人宮内少輔親経、仁安寛治の例など立后のことを問う。 8 11 藏人宮内少輔、立后のことを問う。経房、々々教訓す。 8 12 藏人宮内少輔、典侍以下の車のことを問う。経房、宣命仰詞并に仁安啓符交名を注し遣わす。 8 14 禊につき、春除目抜書叙位の時は戸部諷諭により座奥方においてなす。</p>	<p>8 9 年始、左府に詣りて世事言談す。その次いで、宮司除目執筆作法を示さる。 8 12 堀川中納言亭に向い、公事故実を尋ねる。 8 14 禊につき、左府に尋ねたところ座下との諷諭あり。 8 22 政あり。沓を脱ぐ位置について堀川納言の説を用いる。 8 29 祈年禊奉幣定以後の不審点につき、堀川納言に尋ねる。 9 2 祈年禊奉幣、片沓を脱ぎながらの指の有無につき、堀川納言と前源納言(雅親)の説を書きとどめる。差図并に作法、堀川納言より注し送らる。使座籍の事後日藤大納言に尋ねる。また、前源納言に謁する次いで尋ねる。 9 5 大嘗会御禊定の退出の際、上臈左府より経房が先に起座したることについて、「公事師」に対する礼節に欠けるが便宜に従った由を書き留める。</p>

寿永2年(1183) 41歳、従三位(正月叙)、参議、左大弁	寿永元年(1182)	
<p>11 朔日冬空。 (八月、十月、欠)</p>	<p>(正月、欠) 正五位に叙せられる。 29 新大納言慶申。 2 10 通盛より朝観行幸御拝教物について尋ねられる。 2 11 復任除目の執筆を勧める。上卿皇后宮権大夫と作法について問答す。 2 15 言談の次いでに、定能、除目清書の事を示す。堀川大納言着陣に兄弟二人で出仕す。 2 17 故藤大納言(実国)中陰法事に向う。 2 21 朝観行幸。 (三月、五月、欠) 3 26 除目始。 6 10 祇園旅所へ参る。 6 11 月次祭。上卿内大臣実定、大臣上卿の例を経房に示し送る。 6 12 御霊公路を避けるため、大内に行幸。 6 23 神功修造懈怠伏議。退出の時皇后宮大夫(実房)と定の間の事を談す。 6 25 内相府(実定)、昨日の伏議に感じ経房に書状を呈す。 6 28 内府白河亭に詣で、公事世事を談す。大袞。 6 29 皇后宮節折。 7 4 頭弁に初任の事を問われ、問答を記録す。 7 5 頭弁との初任の間の問答を記録す。頭中将より逆徒鬻固の事を問われる。 7 12 景勝光院御八講終。皇后宮大夫と御八講奉行につき問答す。 7 13 皇后宮大夫より、立后以後御盆供につき所見を注し送るべく依頼され、仁安等の例を注し送る。 7 22 賊徒の事により京外に行幸の事、ならびに賢所渡御の事につき、定あり。</p>	<p>経房関係</p>
	<p>2 21 尻付の有無につき、寛治天におよび為隆の例を引く。 6 10 為房が常に祇園旅所に参る由を大府卿御記で見ると。 6 12 神社行幸に左右大将不参の例を略記で引見す。</p>	<p>為隆流(直系・兄弟) 9 12 蔵人大輔(定長)、大嘗会御禊の事を問う。 9 17 次官、来る。 9 19 蔵人大輔、書を送りて大嘗会御禊の間の事を問う。 9 20 蔵人大輔、書を送りて仁安元年任大臣日の事などを問う。 経房、粗々注し遣わす。</p>
<p>7 30 九条亭に匠作禅門(成頼)、来臨。</p>	<p>7 1 臨夕、别当入道来臨。世事公事等を談す。 7 3 左中弁兼光蔵人頭に任せられる。 7 4 頭弁、初任の間のことを問う。</p>	<p>勸修寺流(為隆流以外) 9 12 右金吾、仁安立后初度仏事御祈事を問う。</p>
	<p>3 26 民部卿入道親範、着座につき示す。</p>	<p>内麻呂流</p>
<p>11 2 木工頭来臨。</p>	<p>6 28 経房の作法につき、後日堀川大納言の命あり。 6 29 臨夕、堀川垂相中山亭に詣で公事を談じ、近日世間の事を申し合はす。 7 22 左府は「公事師」なり。 7 23 左府、書状により、昨日定の趣を尋ねる。 11 1 後日、左府、大臣が表裏を取り内侍に授ける秘説につき、談す。人々左右廻不審の事につき、兼ねて堀川垂相に尋ね、後日左府に尋ねる。垂相、後日、粉執の事や右府作法等につき示す。</p>	<p>高棟流桓武平氏 9 25 頭弁(親定)、書を送りて仁安二年大嘗会品装束帯の事を尋ねる。経房、「愚記」を注し遣わす。</p>
	<p>2 9 新大納言(忠親)慶申の儀につき、忠親の書状を日記に記録す。 2 11 堀川垂相字を指さざる由を示す。 2 21 警蹕の有無を堀河大納言に尋ねる。尻付の有無につき、左府と堀河大納言に尋ねる。馬副、舎人の装束、堀河垂相の説を用いる。 3 26 堀河大納言着座につき示す。 6 11 午上、左府に詣で世事を承る。 6 23 定の間の事、堀河大納言の説に従う。</p>	<p>師</p>

<p>文治元年(1185) 43歳、正三位、権中納言、大宰権帥(11月兼)</p>	<p>元暦元年(1184) 42歳、従三位、参議、権中納言(9月任)、大嘗会御禊装束司長官(9月任)、正三位(11月叙)</p>	<p>寿永2年(1183)</p>
<p>正3中將亭に向い、女子に謁す。 正6叙位の儀につき、実家より問あり。 正20除目入眼、経房息(定経、藏人)となる。 (二月、四月 欠) 56 十一社奉幣。後日、源中納言(通親)上臈の宣命を給う作法につき談す。 (九月、十月 欠) 10 11 大宰権帥を兼ねる。 12 2 兼官のち着陣。皇后宮大夫作法につき示す。[中御門右府記]を見る。 12 17 左中将息(経房外孫)首服。経房理髪を勤む。</p>	<p>(正月、三月 欠) 4 2 並野祭の上臈を勤む。不審な点につき、皇后宮大夫に尋ねる。後日藤納言、下名の事を談す。 4 26 崇徳院の廟を建立する事を三陵に告げる。鳥羽院陵への使節を勤仕。羽林、公卿勅使の作法につき示す。 (五月、十月 欠) 11 1 曆奏。着座につき[中御門右府記]を参照し、皇后宮大夫に尋ねる。 11 12 臨時除目。着座につき、西宮記を参照し、先達に尋ねる。 11 17 正三位に叙せらる。 11 23 吉田祭にて上臈を勤む。前驅を具せざる事、大納言入道(隆季)の例を追う。 (十一月 欠)</p>	<p>12 1 撰政、吉書ならびに事始あり。 12 11 右大弁宰相との新任の間の事、権右中弁との転任以後の儀、それぞれ問答を記録す。 12 12 月次祭鋒鋒文についての権右中弁との問答、新任の間についての右大弁との問答を記録す。 12 19 朔日叙位にて執筆を奉仕し、別記を作成す。 12 20 羽林、来臨。 12 21 秋除目にて執筆を奉仕し、作法に關して別記を作成す。 12 22 新中将(藤原公時)亭に向う。 12 23 官掌名簿につき、前中納言の諷諫あり。 12 25 賀茂臨時祭。</p>
<p>正20小舎人以下の祿につき、[応徳記]を参照す。 正27定経、慶申。</p>	<p>11 10 先考遠忌。</p>	<p>12 1 経房、後日、左京権大夫光綱注進により、子細を續ぎ入れる。 12 11 権右中弁(光長)転任以後の儀を尋ねる。 12 12 権弁、月次祭鋒鋒文の事を尋ねる。 12 22 次官方にて暫く大原禪門に謁す。権左京、来る。 12 27 次官、来る。</p>
<p>正8侍従朝経の慶申につき、納言朝方、追前の事を尋ねる。 正27三条中納言、新任職事は黄牛を用いるべき事を示す。 7 11 三条納言、勸修寺長者の事を談す。</p>		<p>勸修寺流(為隆流以外)</p>
<p>正8侍従朝経の慶申につき、納言朝方、追前の事を尋ねる。 正27三条中納言、新任職事は黄牛を用いるべき事を示す。 7 11 三条納言、勸修寺長者の事を談す。</p>	<p>4 1 右大弁、今月祭以前の念論についで尋ねる。</p>	<p>内麻呂流 12 11 右大弁宰相(兼光)、新任の間の事を尋ねる。 12 12 右大弁、新任の間について三方条を尋ねる。 12 16 右大弁、慶申装束、除目執筆の事等を尋ねる。 12 25 右大弁、帯の事についての教親入道宣旨を諷諫。冷泉納言教訓を談す。</p>
<p>11 10 左少弁(基親)、書にて、沓につき尋ねる。</p>	<p>12 22 新中将亭にて大原禪門に会い、次官方にて暫く謁す。</p>	<p>高棟流桓武平氏</p>
<p>正3左府に詣で、内弁作法につき尋ねる。 正6兼燭、堀河大納言亭に向い、公事不審を尋ねる。 正27堀河大納言、吉書は広絹を用いるべきことを示す。 8 20 堀河大納言を訪ね、政事を問う。</p>	<p>4 26 公卿勅使の作法につき、堀河丞相に示し合むす。 11 1 着座につき堀河大納言に尋ねる。</p>	<p>師 12 17 左府に詣で、朔日叙位の事を尋ねる。</p>

註

- (1) 勸修寺流藤原氏についての研究は、松蘭斎『日記の家—中世国家の記録組織—』(吉川弘文館、一九九七)二五〇頁注(1)を参照。ほかに、菊池康明『吉黄記』について、田中久夫『葉黄記』に見える葉室定嗣の信仰の一面(いずれも高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『古記録の研究』、続群書類従完成会、一九七〇、所収)、武久堅『平家物語における院政期中級貴族の位置—勸修寺為房とその子孫—』(『中世文学』一八、一九七三)、高崎由理『藤原惟方伝』(『立教大学日本文学』五九、一九八七)、木本好信『大府記』と藤原為房(『米沢史学』、一九八七)、享楽真帆子『平安時代の「家」と寺—藤原氏の極楽寺・勸修寺を中心として—』(『日本史研究』三四六、一九九二)、高橋秀樹『祖先祭祀に見る一門と「家」—勸修寺流藤原氏を例として—』(『日本中世の家と親族』第二章、吉川弘文館、一九九六)、清水真澄『勸修寺家の「自画像」—事務官僚の家と文学の間—』(『緑岡詞林』一九、一九九五)、同『史の平家・儒の平家—「平家物語」の生成と勸修寺家の力—』(『軍記と語り物』三四、一九九八)、佐藤全敏『為房卿記』と政務文書(『五味文彦編『日記に中世を読む』、吉川弘文館、一九九八)等。
- (2) 玉井力『院政』支配と貴族官人層、『平安時代の貴族と天皇』第一部第二章、岩波書店、二〇〇〇、初出は朝尾直弘ほか編『日本の社会史』第三卷、岩波書店、一九八七。
- (3) 杉本理『院政期の文人貴族と「儒者」』、『大谷大学院研究紀要』六、一九八九。
- (4) 前掲註(2)。
- (5) 松蘭斎『勸修寺流藤原氏』、前掲書第九章。
- (6) たとえば、弁官については次のように、鳥羽院政期に在職月数が激減している。なお、左の弁官在職月数には、服解の期間も含まれている。

全弁官(人数・弁官経験月数) 少く大弁歴任者(人数・弁官経験月数)

道長政権期

一一・一三五

三・三〇七

- 頼通政権期 三一・一七七 一一・三〇五
- 白河院政期 一九・二六一 八・二五六
- 鳥羽院政期 一六・二二六 七・一八五
- 後白河親政・院政期 二八・二二〇 一八・二四六
- 後鳥羽親政・院政期 二八・八四 一八・九八
- 三事兼帯についても兼帯期間短縮と兼帯時年齢の低化について、宮崎康充氏が指摘している(『三事兼帯と名家の輩』、『日本歴史』六二六、二〇〇〇)。
- (7) 『中右記』寛治六年二月一四日条。
- (8) 川口久雄(三訂)『平安朝日本漢文学史の研究』下篇、明治書院、一九八八(初版は一九五九)、八二四頁。
- (9) 源有賢は雅楽家として知られ(『古今著聞集』二六〇・四五〇・六二五)、藤原為忠は白河・鳥羽院の近臣で歌人としても知られる(井上宗雄『平安後期歌人伝の研究』)。平親宗は高棟流桓武平氏。親宗については、中村文『平親宗伝』(『立教大学日本文学』五四、一九八五)および谷山茂『平家の歌人』(『谷山茂著作集』六、角川書店、一九八四)。
- (10) 信方は仁平元年(一一五二)に死去(『公卿補任』藤原経房尻付)。当時、経房は九才。為頼に至っては、『尊卑分脈』に経歴記載がないから、早世したものと考えられる。
- (11) 経泰については『吉記』養和元年八月一日条。同日条に藏人大舍人助、同寿永元年三月二日条に安芸権守、『山槐記除目部類』寿永元年三月六日条に右衛門尉として現れる。長房については『山槐記』治承三年正月一〇日に「右中弁経房朝臣猶子」とある。為成については『尊卑分脈』による。
- (12) 『吉部秘訓鈔』および日記については、以下のものに依った。増補「史料大成」刊行会編『吉記』一・二(増補史料大成第二十九・三十卷)、臨川書店、一九九七(第六刷)。高橋秀樹編『新訂吉記 本文編一』(日本史史料叢刊3)、和泉書院、二〇〇二。